

## 4. 申込み・入居にあたっての留意事項

### 【申込みにあたっての留意事項】

- 1 入居申込書に偽りの記載がある場合、申込みの無効または入居決定の取り消しとなります。
- 2 入居申込書の記載事項（家族構成、職業等）に変更があった場合は、速やかにお申し出ください。
- 3 県営住宅の家賃は、公営住宅法及び新潟県営住宅条例等の関係法令により、入居者の収入や、住宅の立地条件、規模、築年数等に応じて、毎年度算定されます。そのために、入居後は毎年度「**県営住宅入居者収入申告書**」を提出していただく必要があります。

### 【入居にあたっての留意事項】

- 1 県営住宅においては、**他の入居者への迷惑行為は禁止**されています。  
また、**動物の飼育（犬・猫等、他の入居者に影響を及ぼす恐れのある生き物）は禁止**です。（退去時に動物による住宅の毀損[爪による柱などへの傷など]が確認された場合は、全額入居者負担で該当部分の原状回復を行っていただきます。）
- 2 入居の前に、家賃の**3か月分の敷金**を納入する必要があります。
- 3 **居室の照明器具、ガスコンロ、給湯器、網戸は設備されておりません**ので、各自で入居時に持ち込み・退去時には撤去となります。（住宅により一部異なります。）
- 4 **風呂釜、浴槽の持ち込み**が必要な住宅がありますので、申込み時にご確認ください。別途有料で風呂釜及び浴槽をレンタルすることもできます。（秋葉区、西蒲区を除く）
- 5 県営住宅の駐車場の使用を希望する場合は、別途契約が必要です。駐車場使用料は団地により異なりますので、**22 ページ**をご確認ください。なお、駐車場があっても空き区画が無いことがあります。
- 6 県営住宅へ入居すると、**自治会への加入や自治会費**（共同費用として電気代などを含む。費用は自治会により異なります。）の**支払いが必要となります**ので**ご承知おきください**。
- 7 住宅は前入居者の退去後、必要な部分の修繕は行っておりますが、新築ではありません。多少の痛みや汚れはございますので、ご了承ください。

## その他留意事項

### 1 同居承認や転貸禁止など

入居時に申請した同居者以外の方をその後に同居させようとする場合は、県の承認が必要となります。同居することによって世帯の収入が一定の基準を超えることとなる場合は、同居ができないことがあります。また、住宅は親族を含め他の者に使用させることは出来ません。

### 2 住宅の使用について

住む以外の用途（営業を行うなど）で住宅を使用することはできません。

### 3 収入超過者・高額所得者になった場合の義務について

毎年度10月1日に入居後3年以上が経過し、条例の収入基準（原則階層158,000円、裁量階層214,000円）の収入基準を超えることとなる方は、収入超過者と認定され、明渡し努力義務が課されます。

また、10月1日に入居後5年が経過し2年連続で高額所得者の基準を超えることとなる場合は、高額所得者に認定されます。高額所得者に認定されると県営住宅を明渡し義務が発生します。

### 4 退去時の修繕費について

県営住宅を退去する際には、畳の表替えや障子・ふすまの張り替え、その他汚損・破損箇所の修繕及び清掃にかかる費用等をご負担いただきます。

## 入居にあたっての誓約事項

鍵渡しの際に、次の誓約事項を遵守する旨の誓約書をご提出いただきます。  
誓約書をご提出いただけない場合は入居できません。

- ・集合住宅であることをふまえ、共同生活上のルールを遵守する。
- ・騒音を発生させる等、他の入居者の迷惑になる行為を行わない。
- ・動物（犬・猫等、他の入居者に影響を及ぼす恐れのある生き物）の飼育はしない。
- ・共用部分（階段、廊下、ベランダ部など避難通路）に荷物を置かない。
- ・その他『入居のしおり』に記載された事項を遵守する。